

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(平成23年度)

平成23年5月19日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成23年度)

目 次

- 第1 はじめに
 - 第2 計画期間
 - 第3 政策体系及び評価予定表
 - 第4 事後評価の対象及び評価の方法
 - 第5 事後評価の実施
 - 第6 学識経験を有する者の知見の活用
 - 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
 - 第8 その他
-
- 別紙1 政策体系及び評価予定表
 - 別紙2 総合評価予定一覧
 - 別紙3 成果重視事業一覧
 - 別紙4 事業評価予定一覧

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成23年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成23年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定

政策体系を別紙1のとおり定める。合わせて、施策中目標及び施策小目標の達成状況の把握に資する指標及び目標値（達成水準・達成時期）並びに施策中目標ごとの評価予定を別紙1に示す。

目標値については、本計画期間中に実施する事後評価に関連し前年度の実施計画において設定していた目標値等を改めて示すとともに、本計画期間中に実施する施策についても、今後の事後評価に備え、あらかじめ目標値を設定し明らかにしている。

なお、別紙1に示す指標、目標値、事務事業等については、評価書作成時に、より適切な評価を実施する観点から必要があれば、追加等を行うこととする。

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

- 1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策中目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成23年度において評価を行う政策及び評価の方法は、別紙1（政策体系及び評価予定）及び別紙2（総合評価予定一覧）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果により評価の必要が生じた施策中目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成21年4月21日健発第0421001号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

4 事前評価を実施した政策（基本計画第7の1（4）関係）

事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙4（事業評価予定一覧）のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課（大臣官房会計課）と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの（基本計画第7の1（5）関係）

該当なし

6 政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの（基本計画第7の1（5）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業

評価方式により評価することとする。

7 成果重視事業（基本計画第7の1（6）関係）

事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3（成果重視事業一覧）とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

8 租税特別措置等（基本計画第7の1（7）関係）

租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

9 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）

1から8までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。

10 その他（基本計画第7の1（9）関係）

その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったものについて、必要に応じ、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

(1) 担当部局は、設定した指標についてモニタリングし、その結果を適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局は、原則として施策中目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、評価結果について技術的助言等を行うとともに、当該助言や査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を取りまとめ、公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 担当部局は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、評価結果について技術的助言等を行うとともに、当該助言や査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を取りまとめ、公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

担当部局は実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図るとともに、政策評価官室において、「政策評価に関する有識者会議」を開催し、作成したすべての実績評価書について、有識者からの意見聴取を行い、必要に応じて評価書に反映する。

また、政策評価官室は、年度末を目処に「政策評価に関する有識者会議」を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成23年度に実施した

政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめ、公表する。

第8 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、政策評価に関する説明会を随時開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策中目標	④施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧平成22年(度)目標値(達成水準)	⑨最新値(年度)										
基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する																		
施策大目標3 がん、脳卒中、心臓病等への対応、合意に基づく予防接種の推進、健康づくりの推進等により、国民の健康を支援する																		
Ⅳ-3-4	健康局結核感染症課(結核感染症課長: 亀井美登里) 健康局疾病対策課肝炎対策室(肝炎対策室長: 神ノ田昌博)	Ⅳ-3-4 感染症の発生・まん延を防止する	感染症の発生・まん延を防止する		＜施策中目標に係る指標＞													
					1 感染症指定医療機関充足率	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)										
					2 予防接種の接種率(麻疹・風疹)	おおむね95%/毎年度	おおむね95%	麻疹: 86.9% 風疹: 86.9% (平成21年度)										
					3 結核患者罹患率の推移	人口10万人対比15人以下/平成23年度	人口10万人対比18人以下	19.0 (平成21年)										
					4 肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数	47都道府県/平成23年度まで	47都道府県	44都道府県(平成21年度)										
					施策小目標1	感染症対策の充実を図ること	・感染症指定医療機関の施設整備 ・感染症発生動向調査事業 ・定期予防接種(麻疹・風疹)の普及啓発事業 ・結核対策特別促進事業 ・性感染症検査・相談関係事業	＜施策小目標に係る指標＞										
							感染症指定医療機関充足率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)								
							予防接種の接種率(麻疹・風疹) ※施策中目標に係る指標2と同じ	おおむね95%/毎年度	おおむね95%	麻疹: 86.9% 風疹: 86.9% (平成21年度)								
							結核患者罹患率の推移 ※施策中目標に係る指標3と同じ	人口10万人対比15人以下/平成23年度	人口10万人対比18人以下	19.0 (平成21年)								
					施策小目標2	新型インフルエンザ対策を推進すること	・感染症指定医療機関の施設整備 ・感染症発生動向調査事業 ・新型インフルエンザ対策	＜施策小目標に係る指標＞										
		感染症指定医療機関充足率 ※施策中目標に係る指標1と同じ	おおむね100%/毎年度	おおむね100%	90.2% (平成21年度)													
施策小目標3	肝炎対策を推進すること	・肝炎治療特別促進事業(肝炎医療費助成事業) ・特定感染症検査等事業(肝炎ウイルス検査等事業) ・健康増進事業(肝炎対策分)	＜施策小目標に係る指標＞															
		肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数 ※施策中目標に係る指標4と同じ	47都道府県/平成23年度まで	47都道府県	44都道府県(平成21年度)													
		肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の開催数	都道府県平均2回/毎年度	都道府県平均2回	1.4回(平成21年度)													
		肝疾患診療連携拠点病院肝疾患相談センターにおける相談件数	前年度以上/毎年度	設定無し	11,384件(平成21年度)													
評価予定表	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> </tr> </table>				19	20	21	22	23	実績【重】	実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ	備考			
19	20	21	22	23														
実績【重】	実績【重】	実績【重】	実績【重】	モニ														

総合評価予定一覧

	総合評価を実施する政策	関連する施策中目標
1	ナショナルミニマム(健康で文化的な最低限度の生活)の基準の設定に向け、検討する	I-1-1
2	第二のセーフティネット(求職者支援制度の創設等)を整備する	I-2-1
3	格差や貧困等の経済損失額を明らかにし、社会保障財源に対する考え方を提示し、理解を求め、所要財源の確保を図る。	V-1-1
4	規制改革、地方分権を推進するとともに、「新しい公共」の実現に向けて取り組む。	VI-1-1
5	「未来への投資」として、医療、介護、子育て、新しい職業訓練等の分野で、産業育成や雇用創出に繋がる政策を立案し実行する。	VI-2-1
6	国民に伝わるように情報を発信するとともに、「国民の声」に耳を傾け、改善へ活かす。また、現状を把握し改善に結び付ける取組の状況を示す指標の開発を図る。	VII-1-1
7	厚生労働省が推進する施策を厚生労働省内で自ら実践する。(ワークライフバランスの推進、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得の促進、献血の推進等)	VII-1-2
8	省内事業仕分けの実施等により、コスト意識・ムダ削減を徹底する	VIII-1-1
9	新しい人事システムを構築するとともに、各局各課の組織目標の数値化を進める。また、厚生労働省に不足する7つの能力(実態把握能力、コスト意識・ムダ排除能力、コミュニケーション能力、情報公開能力、制度・業務改善能力、政策マーケティング・検証能力)の向上を図る	IX-1-1

成果重視事業一覧

	事業名	関連する施策目標
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	XⅡ-1-1
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	XⅡ-1-1
3	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	XⅡ-1-1

事業評価予定一覧

別紙4

	事業名	関連する施策目標
1	産科医療機関確保事業	I-1-1
2	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保	I-5-1
3	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	I-11-2
4	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化	III-2-1
5	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	III-2-1
6	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	IV-3-1
7	ジョブ・カード制度の構築	V-1-1
8	精神障害者地域移行支援特別対策事業	VIII-1-1
9	ASEAN地域の健康確保対策事業	IX-1-2

